

盛岡市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき盛岡市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年4月30日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

1 財政援助団体等監査の結果の報告

令和7年2月19日付け6盛監第55号

2 対象部署及び事項

公益財団法人盛岡国際交流協会

（公益財団法人盛岡国際交流協会出捐金、担当：文化国際課）に係る指摘事項

3 措置を講じた旨の通知

別添のとおり。